

2024年5月27日(月)
新世紀JA研究会三二研究会

● 第2報告 < 15:30～16:00 >

「1995年のICA（国際協同組合同盟）アイデンティティ声明（定義・価値・原則）の意義と今日的総括」

白石 正彦（東京農業大学名誉教授、東京農業大学総合研究所農協研究部会会長、国際農業農村協同組合学会ISARCS会長等として活動。

<略歴>：東京農業大学教授、英国・オックスフォード大学農業経済研究所客員研究員、ドイツ・マールブルク大学経済学部客員教授（「アジアと日本の協同組合発展」講義担当）、国際協同組合同盟（ICA）（協同組合原則・宣言（憲章）検討委員）、日本協同組合学会会長、全国農協中央会（JA経営マスターコース、コーディネーター）等を歴任。

e-mail：mshirais@nodai.ac.jp

1. 協同組合とはいかなるものか（白石の見解）

1) 協同組合の誕生・再生・発展：客観的条件と主体的条件

(1) 協同組合の誕生・再生・発展：＜客観的条件＞

19世紀の初頭になると世界的に市場経済（商品・金融などの売買取引・貸借）に適応できる強い営利企業は生き残り、適応できない大多数の弱い立場の人びとは貧困に陥った（弱肉強食状態）。

(2) 協同組合の誕生・再生・発展：＜主体的条件＞

人びとは、この状態から脱出し幸せになるために、政府や営利企業に期待できず、人びとが顔のみえる小さい単位で、①少額を出資し、②1人1票の平等の権利をもって運営し、③組合員自身が事業利用を通じてメリットを実現・実感する協同組合（Co-operative）方式（非営利の「三位一体の組合員参画型運営（ガバナンス）・事業経営方式（マネジメント）」）を発見した。協同組合の生命力は、a 組合員の参画・結集力と b 民主的で協同組合の個性発揮の事業経営革新にある。



2. ICA原則・宣言(憲章)検討委員会

1) 委員長と委員のメンバー

1993年には第1回ICA全体総会がICA本部のあるスイス・ジュネーブで開かれ、私もオブザーバーとして参加しました。

その全体総会で、ICA協同組合原則が1966年決定後30年弱となるため、ICA創立百周年を迎える1995年までにICA協同組合のアイデンティティ声明・宣言(憲章)検討委員会をカナダのビクトリア大学イアン・マクファーソンを委員長として組織することが決まり、そのメンバーにはライヤ・イトコーネン女史(フィンランド)、ハンス・ミュンクナー(ドイツ)、エフダー・パズ(イスラエル)、白石正彦(日本)、ハンスデトレフ・ヴェルカー(ドイツ)、ICA事務総長ブルース・ソーダーソンが選ばれました。



Members of the primary reference group work together in Marburg.

1993年12月第2回ICA協同組合原則・宣言(憲章)検討委員会
左から①白石、②ヴェルカー、③ミュンクナー、④パズ、
⑤マクファーソン(委員長)、⑥イトコーネン女史、⑦ソーダーソン



2) ICA原則・宣言(憲章)検討委員会の開催

検討委員会はICA総会の翌日（1993年9月）にジュネーブで第1回委員会、第2回委員会は同年12月にマールブルク（ドイツ）、第3回委員会は1994年の4月にテルアビブ（イスラエル）、第4回委員会は1994年10月にプラハ（チェコ）で開かれ、私も出席し、この他に手紙やFAXでもイアン・マクファーソン委員長等と意見交換を行いました。

検討委員会では、協同組合の定義・価値・原則を3本柱で構成する枠組みとその内容の論議、並びに憲章（宣言）の枠組みとその内容の論議を重ねました。



3. 1995年の国際協同組合同盟(ICA)の21世紀のアイデンティティ 声明(The ICA Statement on the Co-operative Identity)

1) 協同組合の定義(Definition)

① 目的(存在意義): 組合員(人びと)の共通する“経済的”、“社会的”、“文化的”なニーズと願いをかなえること(to meet their common economic, social, and cultural needs and aspirations)

* 3つの目的のうち“<文化的目的>”は、白石も含む7名の原則・宣言(憲章)検討委員会<以下では検討委員会>の最終案第3版(1995年3月)、理事会案(1995年4月)に明示されていた。その後、9月のICA理事会でドイツの異議申立てで削除された。これに対して、1995年9月のICA百周年記念大会でコープこうべの湯浅夏子理事・日本生協連の貢献もあり、その後、最終的には検討委員会の最終案第3版・4月のICA理事会案のとおりICA百周年記念大会後のICA理事会、全体総会の決定を経て復活された。“<願い>”は、理事会案で盛り込まれた。

② 主体: 自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織 (an autonomous association of persons united voluntarily)

③ 手段: 共同で所有し民主的に管理する事業体 (through a jointly-owned and democratically-controlled enterprise)

2) 協同組合の価値 (Values of co-operatives)

◎ 協同組合の基本的価値 (basic values of co-operatives):

協同組合は、①自助 (self-help)、②自己責任 (self-responsibility)、③民主主義 (democracy)、④平等 (equality)、⑤公正 (equity)、⑥連帯 (solidarity) という価値を基礎とする。

◎ 組合員の倫理的価値 (ethical values of co-operative members):

①正直 (honesty)、②公開 (openness)、③社会的責任 (social responsibility)、④他人への配慮 (caring for others)

* 上記の“倫理的価値”は最終案第2版(1995年2月)段階では“価値”と明示されていたが、検討委員会で白石が“倫理的価値”への微修正を提案し、座長のイアン・マクファーソン教授(カナダ・ビクトリアリア大学)、各委員が賛同し、最終案第3版(1995年3月)と決定した。

3) 協同組合の原則 (Co-operative Principles)

【第1原則】自発的で開かれた組合員制 (Voluntary and Open Membership)

協同組合は、①ジェンダー (gender) による差別、②社会的 (social)、③人種的 (racial)、④政治的 (political)、⑤宗教的 (religious) な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任 (the responsibilities) を受け入れる意思のあるすべての人々に開かれている。

【第2原則】組合員による民主的管理 (Democratical Member Control)

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、①組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。②選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。③単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権 (1人1票) をもっている。④他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

* 上記の“**男女 (ジェンダー視点を重視)**”という表現は、第3回原則検討委員会 (1994年4月) でライヤ・イトコーネン氏 (フィンランド生協連) の提案で導入された。

【第3原則】組合員の経済的参加 (Member Economic Participation)

- ① 組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。
- ② 組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。
- ③ 組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。
 - a. 準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため
— その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする —
 - b. 協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため
 - c. 組合員の承認により他の活動を支援するため

* 上記の”出資金に対しする利子制限 (limited compensation) “について日本の全国農協中央会がコメントを寄せ、第4回検討委員会 (1994年10月) の大きな論点となり白石検討委員がこの原則の明示について、委員会並びの座長とも個別に論議を重ね、「通常、制限された利率で受け取る」と明示が固まり、ICA理事会で決定された。



【第4原則】 自治と自立 (*Autonomy and Independence*)

- ①協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。
- ②協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行う場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行う。

【第5原則】 教育、研修および広報 (*Education, Training and Information*)

- ①協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。
- ②協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。



【第6原則】協同組合間の協同 (*Co-operation Among Co-operatives*)

協同組合は、地域的、全国的、(国を越えた)広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、①組合員に最も効果的にサービスを提供し、②協同組合運動を強化する。

【第7原則】地域社会への関与 (*Concern for Community*)

協同組合は、①組合員が承認する政策に従って、②地域社会の持続可能な発展のために活動する。

* 第3回検討員会(1994年10月)ではエフダー・パス (イスラエル) 氏から“グローバルな環境の保全”を明示すべきと強い提案がありましたが、ミクロレベルのコミュニティ・環境保全の持続可能性を最優先する検討委員会案に落ち着きました。

図表－1 国際協同組合同盟(ICA)で採択された協同組合原則の推移

	1937年の第15回ICA大会(パリ)で採択された協同組合7原則 : ①から④は基本、⑤から⑦は付随	1966年の第23回ICA大会(ウィーン)で採択された協同組合6原則 ①から⑥のすべて基本	1995年のICA総会(マンチェスター)で採択された協同組合のアイデンティティに関するICA声明(21世紀の協同組合則) *④と⑦は新規導入
定義	—	—	協同組合の定義
価値	—	—	協同組合の価値
協 ①	開かれた組合員制	自主的で開かれた組合員制	自主的で開かれた組合員制
同 ②	民主的運営(1人1票の議決権)	組合員による民主的管理	組合員による民主的管理
組 ③	購買高に応じた配当	出資金に対する利子制限	組合員の経済的参加
合 ④	・出資金に対する利子制限	利用高の応じた剰余金の配分	自治と自立 *
原 ⑤	<政治的、宗教的中立>	教育の促進	教育の促進
則 ⑥	<現金取引>	協同組合間の協同	協同組合間の協同
⑦	<教育の促進>	—	地域社会への関与 *

図表一2 協同組合の定義と営利企業の特徴

	協同組合の定義	左記の定義と対比した営利企業の特徴
主体	自治的な組織としての人々の結合体	資本の結合体
目的	自分たちの共通する経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえること	利潤追求によって資本自体の増大を図ること
手段	一人一人が平等の権限に基づき、共同で所有し、民主的に管理する事業体	資本の所有割合に応じた権限に基づき、所有・管理する企業

注：1995年にICA全体総会で決定

図表—3 協同組合の基本的価値と組合員の倫理的価値

協同組合の基本的価値	協同組合員の倫理的価値
<ol style="list-style-type: none">1. 自助2. 自己責任3. 民主主義4. 平等5. 公正6. 連帯	<ol style="list-style-type: none">1. 正直2. 公開3. 社会的責任4. 他人への配慮

注：1995年にICA全体総会で決定

図表—4 協同組合原則の役割と7つの原則

協同組合原則の役割	協同組合の価値を実践するための指針
第1原則 ○	自発的で開かれた組合員制
第2原則 ○	組合員による民主的管理
第3原則 ○	組合員の経済的参加
第4原則 ◎ 新	自治と自立
第5原則 ◎	教育、研修および広報
第6原則 ◎	協同組合間の協同
第7原則 ◎ 新	地域社会への関与

注：ICA全体総会で1995年に決定。○印は“協同組合と組合員に関わる原則”。
◎印は“協同組合と組合員に関わる原則”並びに“協同組合と政府・私企業など外部組織に関わる原則”。”第4原則 自治と自立”と“第7原則 地域社会への関与”は新しい原則である

5. 協同組合運動の歴史的変遷と到達点

1) 19世紀における協同組合の誕生・広がり

(1) 1844年の英国のロッチデール公正先駆者組合（生協）

- ① **ロバート・オウエン**(1771-1858)は、1800年代に英国スコットランド・ニューラナークの織物工場経営者で、労働者の職場環境改善や子ども教育、社会改革の実践家であったためその後、英国のみでなく世界の協同組合運動に影響を及ぼす。
- ② オウエンの思想等を継承して**英国イングランド・ロッチデールの28人の労働者が1844年にロッチデール公正先駆者組合（生協）**を創設した。組合員は1人1ポンド出資し、生活物資の店舗を開設した。運営原則は、①純正な食料品供給、②正確な秤で計量、③市価で供給(近隣商店並みの価格)で現金取引、④出資金への配当は銀行の利子程度の制限、⑤剰余金は組合員の購買高に比例して配分、⑥組合員1人1票で運営し、その後、⑦教育基金を積立て教育活動と共に将来は協同組合社会づくりを展望した。これが世界の協同組合運動（協同組合原則）の先駆的な1つのモデルとなった。

(2) 1840年代のフランスの労働者協同組合

1840年代にフランスの労働者が最初の労働者生産協同組合を組織することに成功した。彼らは産業革命特有のヒエラルキー的な経営システムを労働者のイニシアティブと責任によって置き換えようとした。1900年までに、労働者生産協同組合は多くの欧米諸国で知られるようになった。

(3) 1840年代～1850年代のドイツにおける信用協同組合

- ①都市部を中心に職人と小規模商人による信用協同組合の組織化にヘルマン・シュルツエーデーリチュ(Schulze-Delitzsch, Herumann:1808～1883年)の貢献が大きい。
- ②農村部では農民を中心に農村信用協同組合の組織化にフリードリッヒ・ライフアイゼン(Raiffeisen, Friedrich Wilhelm: 1818～1888年)の貢献が大きい。創設当初は、集落単位の顔の見える関係を重視し、信用組合の債務責任は組合員の無限連帯のため、公正な利息で外部資金調達が可能で、農民には高利とならない資金融資を可能とした(高利貸搾取を克服)。

(4) 1870年代のデンマークの農業協同組合

農業恐慌(アメリカの安い穀物の欧州市場への進出を契機)に陥った1870年代のデンマーク農業の再編(穀作中心から畜産を複合化した農法転換)と各種専門農協(酪農協、食肉加工農協、鶏卵農協等で高付加価値化のバター、ベーコン、新鮮卵を専門農協が英国に輸出等)の組織化と展開が進んだ。このような農協リーダー育成には、デンマークの国民高等学校を創設したニコライ・グルントウィー(1783~1872年)の貢献が大きい。

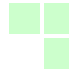
(5) 19世紀末には保険や住宅、保育などの各種サービスを自分たちで供給する協同組合が創設

5. 国際協同組合同盟 (International Co-operative Alliance=ICA) と世界の協同組合のあゆみ

- (1) **第1回大会**：1895年ロンドン（英国） 創立総会
1918年第1次大戦終結、1919年ILO創設、
1920年国際連盟創設、1920年ILO協同組合局設置
1923年第1回国際協同組合デー
1923年日本産業組合がICAに加盟（1940年脱退）
- (2) **第15回大会**：1937年パリ（フランス） 協同組合7原則採択
(ICAで最初に採択された原則、うち、最初の4つの原則が加盟の条件
(基本的原則)、後半の3つは付随的原則)
1945年第2次大戦終結、1945年国際連合発足
1952年：日本の全指連（現在の全国農協中央会）、
日本生協連がICAに加盟
- (3) **第23回大会**：1966年ウィーン（オーストリア）
協同組合新6原則を導入（1937年原則を改定し、6つの原則すべてが
加入の条件。“協同組合間協同の原則”を加え、2つの原則を削除）¹⁹

(4) 第27回ICA大会：1980年モスクワ：『西暦2000年における協同組合（レイドロー報告）』を採択

- 協同組合はたんなる企業ではなく、経済的目的と同様に社会的目的をもった企業（二重の目的）
- 協同組合セクターの事業活動の領域については「①公的セクター、②私的（営利企業）セクターおよび③協同組合セクターの三者が一緒に並んで活動し、相互に補完することによって、人間の力で可能な最良のものを達成しえよう。
- 協同組合における将来の選択
 - 第1優先分野：世界の飢えを満たす協同組合
 - 第2優先分野：生産的労働のための協同組合
 - 第3優先分野：保全者社会のための協同組合
 - 第4優先分野：協同組合地域社会の建設

- 
-
- 「協同組合はたんなる企業ではなく、経済的目的と同様に社会的目的をもった企業であるで・・・その二重の目的によって普通の会社や資本主義企業一般から区別される・・・（co-operatives are different from ordinary corporations and capitalist business in general by virtue of their dual purpose, since they are not merely business but business with a social as well as an economic aim.）・・・事業経営の技術を倫理的な考え方に従属させている・・・。」と協同組合の本質的な指摘を行っている。



(5) 第30回ICA大会：1992年東京（日本）：『変化する世界における協同組合の価値（ベーク報告）』を採択

グローバルな基本的価値についての勧告

- ①ニーズに応える経済活動
- ②参加型民主主義
- ③人々の能力の発揚
- ④社会的責任
- ⑤国内的・国際的な協力

(6) 第31回ICA創立百周年記念大会と

その直後のICA第2回総会：マンチェスター（英国）：

『21世紀の協同組合原則—ICAアイデンティティ声明と宣言（マクファーソン報告）』を採択」

(7) 「協同組合の2020年に向けた国際協同組合同盟 (ICA) のブループリント (BLUEPRINT FOR A CO-OPERATIVE DECADE)」

現在、世界の協同組合の組合員は10億人、従業員は1億人、協同組合のサービスを受けている人々は世界の人口の半分以上を占め、その事業高はGDPで1.6兆USドルとスペインのGDPに相当すると推計されている (ICA・国際協同組合同盟・ILO・国際労働機関の資料による)。

2012年10月英国マンチェスターでのICA総会で「協同組合の2020年に向けたブループリント (BLUEPRINT FOR A CO-OPERATIVE DECADE)」を決定した (最終版の発表2013年1月)。



ブループリントは、協同組合における①「アイデンティティ（現行協同組合原則）」を中軸に、②参加、③持続可能性、④法的枠組み、⑤資本についての論述と相互関係を明示している。

結論としてブループリントの戦略的計画（『2020年ビジョン』）は、第1に「経済、社会、環境の持続可能性において定評あるリーダー」、第2に「人々に最も好まれるモデル」、第3に「最も急速に成長する事業形態」を目指すものである。このような戦略的計画を策定した背景の世界動向について、①環境劣化と資源枯渇、②不安定な金融界、③格差の拡大、④グローバル・ガバナンスのギャップ拡大、⑤公民権を奪われたかのような若者世代、⑥政治および経済組織への信頼喪失を強調している。



6. 日本における協同組合のあゆみ

(1) 萌芽的協同組合：1838(天保9)年に創設された先祖株組合

江戸末期には、農家の離村で村落の崩壊過程が進行する中で、先祖株組合は、長部村(現在の千葉県旭市)に大原幽学(1797～1858年)のリーダーシップで、仲間が5両分の耕地を出資して合計7反3畝(73a)の共有財産をつくり事業運営を行い、その後1845(弘化2)年には28名の全村民が加入した。民主的運営と子ども教育活動、水田の交換分合や区画整理、購買事業にも取り組み、村の活性化と農業振興に成果を上げ、他の村での組織化がみられたが江戸幕府の尋問等の圧力で解散した。この設立は、英国のロッチデール先駆者組合の設立(1844年)よりも早く、封建制度の崩壊過程で農民の協同事業の先駆的原型と評価される。現在は、大原幽学記念館がその当時に施設、水田等を保存し、地元の農協(ちばみどり農協)や首都圏の生協等の教育研修や親子の食農文化活動の拠点となっている。

(2) 萌芽的協同組合：1843(天保14)年に創設された小田原仕法組合(小田原報徳社)

二宮金次郎(後に、二宮尊徳、1787～1856年)は、栢山村(現在の神奈川県小田市栢山)に生まれ、14歳で父を、16歳で母を失いましたが、農業と勉学に努め、農地を復元、拡大して24歳で一家再興を行った。1822(文政5)年には、小田原藩士となり藩主から支族旗本宇津氏の領地、野州桜町(現栃木県真岡市二宮)の復興を命じられ15年間、報徳金融・村中百姓間の融通・報徳金の仕組みを導入し、一方、領主には農家・農村の再生に至るまでは年貢の削減という分度を迫る「桜町仕法」で成果をあげた(早田旅人「報徳仕法の構造」『報徳学NO.9』2012年参照)。1843(天保14)年に創設された小田原仕法組合(小田原報徳社)は、二宮尊徳に先導され、a)天、地、人の徳に報いる報徳主義、b)至誠、勤労、分度、推譲(自譲と他譲)の道德と経済を結びつけて実践し、貧困から脱却し、恒産恒心を得る仕法を広めた。一方で、上記の経験を集積して、1847(弘化4)年に安居院庄七(現在の秦野市生まれ、1789～1863年)は、弟の浅田(朝田)勇次郎と連携した指導により、静岡地域の下石田報徳社等を設立した。尊徳の門弟により報徳運動は全国で1000社に達した。



(3) 明治期から今日までの日本の協同組合法制のあゆみ

- ①1900(明治33)年に日本で最初の産業組合法(今日の表現では、協同組合法)が、ドイツをモデルに導入された。
農村地域では信用・購買・販売・利用事業を兼ねる農業農村総合協同組合の組織化。
- ②第2次大戦中には、政府の統制団体(農業団体法)等に変質するが、戦後改革の一環で、ICA協同組合原則をふまえて職能別に、a.農業協同組合法(1947(昭和22)年)、b.水産業協同組合法(1948(昭和23)年)、c.消費生活協同組合法(1948(昭和23)年)、d.中小企業等協同組合法(1949(昭和24)年)、e.信用金庫法(1951(昭和26)年)、f.労働金庫法(1953(昭和28)年)、g.森林組合法(1978(昭和53)年)、さらに「労働者協同組合法」が2020年12月に制定され、今年10月1日に施行され、戦後改革の一環で制定された職能別の協同組合法制の空白分野の1つが拡充され大いに期待されます。



7. 「協同組合のアイデンティティに関するICA声明の採択」から27周年の意義と現代性

1) 協同組合のアイデンティティに関するICA声明の採択から25周年の意義

(1) 国際的には、2001年の「協同組合の発展のための支援環境を創造することを目的とした国連ガイドライン」（国連ガイドライン）、2002年の国際労働機関（ILO）の「協同組合の促進」に関する193号勧告（ILO193号勧告）は、協同組合のアイデンティティ声明を高く評価し、これを遵守する方向で、国際的な協同組合の発展のための支援環境を創造に取り組んでいる。国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、「協同組合の中で利益を分かち合う組織づくりの理念と実践」を2016年11月に「無形文化遺産」に登録した。これは2015年3月にドイツからの申請に基づき、世界100か国で約10億人の組合員が結集している協同組合運動が人類においてこの理念と実践が未来に向けて大切な価値であることを高く評価したものである。

(2) 2009年の国連総会では2012年を国際協同組合年と宣言する決議を行い（国連事務総長：協同組合は経済的活力と社会的責任を同時に追求することが可能であることを国際社会に想起させる）、日本では2012国際協同組合年全国実行員会が発足し、全国的に記念集会が開かれ、全国・県段階での協同組合間提携組織の活性化が進み、『協同組合憲章 [草案] がめざすもの』が記念出版された。

(3) わが国では農協、生協など多様な組合員の個性を引き出すために、組合員のニーズや願いを反映した分野別協同組合の運営原則の見直しや新綱領づくり等が進展した。農協グループでは1951年設定の「農業協同組合綱領」を廃止し、1997年の第21回JA全国大会で新たに「JA綱領—わたしたちJAのめざすもの」を決定し、2003年には漁協（JF）グループがJF綱領、さらに森林組合グループが2009年にJForest森林組合綱領の採用を決定しました。

2) 「協同組合のアイデンティティに関するICA声明の採択」から27周年の現代性

(1) **国際協同組合同盟(ICA)**は2020年7月6日、2030年に向けた戦略「協同組合の第2の10年に向けた人々を中心に据えた道のり—2020-2030戦略計画—」を発表。

- ① ICAの目的・使命と、この新たな10年における世界的課題
- ② この新たな10年における協同組合のアイデンティティ強化と深化
- ③ 2030年に向けて継続する「協同組合の10年に向けたブループリント」のビジョン
- ④ 戦略計画の4つの主要テーマとブループリントの5本柱
- ⑤ 戦略計画

A. 協同組合のアイデンティティ推進、 B. 協同組合運動の成長、 C. 協同組合間協同、
D. 世界の持続可能な開発への貢献

(2) **国連が2015年に制定した「持続可能な開発のための2030」アジェンダ**: <我々の世界を変革する:—SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標とその169のターゲット>を世界の協同組合運動が連帯して取り組む中心軸に協同組合のアイデンティティに関するICA声明がある。

国際的に新たな協同組合運動として注目される社会的連帯経済の創造活動、あるいは社会的連帯経済X協同労働の創造活動が、国連の2013年結成の社会的連帯経済タスクフォース(SDGsの実現手段としての社会的連帯経済ともネットワークを広げるためにも、同ICA声明は有効である。

(3) ICA第33回世界大会は、2021年12月に韓国・ソウルに開かれ、協同組合のアイデンティティを考え、深化させ、実践している成果・課題や働きがいのある仕事、医療・社会サービス、食料安全保障、住宅・エネルギー等が論議された。一方で、ICA理事会のもとに設けられた「協同組合のアイデンティティ諮問グループ」(日本からは栗本昭・JCA特別研究員が委員)の協議がスタートしており、①2023年に答申、②改定が必要な場合は、2024年にICA総会に改定が提案され、③2025年にICA総会で「現行のICA声明(1995年制定)」の改定が決定されることも想定されている。

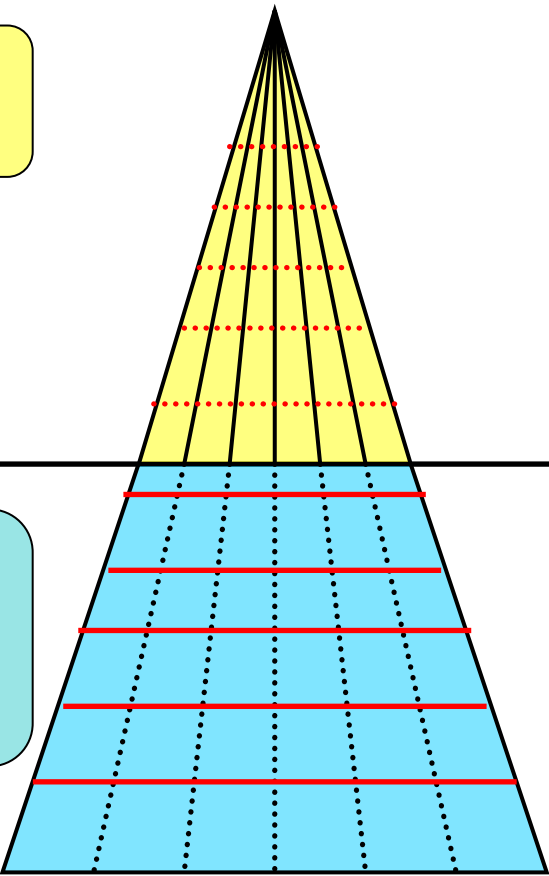
7. 今日の協同組合(非営利・協同セクター)の課題と展望

わが国の協同組合運動は、第1に、1980年のICAレイドロー報告、1992年のICA第30回東京大会における協同組合の価値論議、1995年の協同組合のアイデンティティ声明、昨年12月の韓国・ソウルでICA第33回世界大会の論議をふまえ、これから活発化が期待されるICAのアイデンティティ声明の30年ぶりの見直し論議への参画と共に、各分野の単位協同組合の組合員・役職員が中核に地域の市民、多様なNPO等の組織・自治体とも連携の和と輪づくりを広げる必要があります。

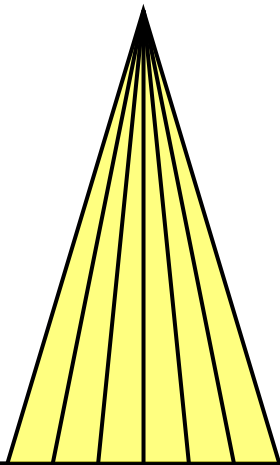
第2に、その中心軸に食と地域の農林水産業・再生エネルギー・生活福祉・地域資源とDXを結びつけた内発的な就業・新産業の創造、くらしの地域循環の協同組合らしいネットワーク型組織・事業活動を“協同組合事業体”として広げる必要があります。

第3に、客観的環境条件のコロナ禍、ロシアのウクライナへ軍事侵攻の蛮行、世界的な食料・エネルギー危機、地球温暖化の危機を直視しつつ、一方で、組合員・市民と単位協同組合の活気ある事業活動を都道府県域、全国域、アジア地域、世界域に発信し、学び合い、協同組合運動に誇りをもって、協同組合の主体性を重視した新時代を切り開くイノベーションに挑戦する使命発揮を期待しています。

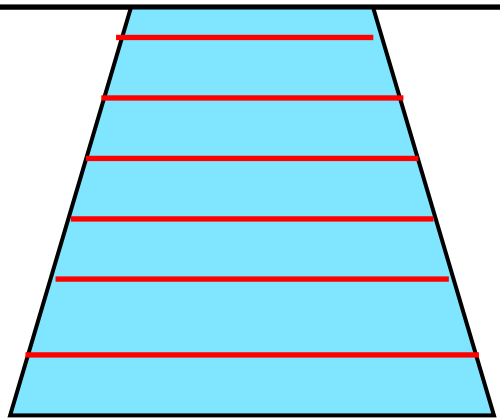
**Business
(事業)**



**Co-operative
(協同組合)**



**Stock Company
(株式会社)**



**Labor Union
(労働組合)**

**Association
of Persons
(大衆組織)**

8. 日本協同組合連携機構(JCA)の「協同組合のアイデンティティに関する提言」(2024年3月26日)

1). 地域社会への関与を協同組合の目的として定義のなかに記載すること ＜声明の改定案＞

○ 現行声明の「定義」において、組合員の共通のニーズや願いをかなえることに加えて、「地域社会の持続可能性に資すること」(青色)を併せて目的として記載する。

○ また、現行第7原則の表題を「地域社会への関与(concern)」から「地域社会への積極的関与(commitment)」として意味を強める。

2). 組合員参加に関する記述を充実させること

＜声明の改定案＞

○ 現行第2原則の第1文のあとに次の1文を追加する。「協同組合は、組合員どうしのつながりと対話を促進する。」

○ 現行第3原則の第1文に、以下の下線部(青色)を追加する。「組合員は、協同組合に公正に出資し、事業を利用するとともに、その資本を民主的に管理する。」

3). 職員を協同組合の担い手として位置づけること

<声明の改定案>

○ 現行第3の次に、「協同組合をともに担う者としての職員」として次のを追加する。「職員は、組合員とともに協同組合を担う。職員は、協同組合について学び、事業を支え、組合員と協同組合、組合員どうしを結びつける。」

4). 協同組合を越えた協同を規定すること

<声明の改定案>

○ 現行第6原則の表題を「協同組合間および協同組合を越えた協同」とし、本文に「また、協同組合以外の組織とも協同することにより」「地域社会」を追加する。

5). 平和・非暴力、多様性と包摂性、対話と相互理解に言及すること

<声明の改定案>

協同組合の価値に、「多様性と包括性」「対話と相互理解」「平和と非暴力」を追加する。

6). 環境に言及すること

<声明の改定案>

現行声明の「価値」の項に、協同組合が基礎を置くべき価値として「環境保護」を追加する。

7). 広報に関する記述を充実させること

現行声明の5原則で、「協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる」に際し、言葉で伝えることと併せて、ともに行動することを通じて知らせるという点が重要。

<声明の改定案>

現行第5原則の第2文に「言葉と行動を通じて」(through words and actions)を加筆する。

8). その他の改定に関すること

現行第2原則に、「男女(men and women)」の表現があり、これは採択当時の時代状況のなかでは女性の役員選出を促進する意味を持っていたが、性のあり方多様性の認識が広まった現在では、適切な表現とは言えない。この表現は「人びと」に改めることが適切である。

関係文献・参考資料：

- 1) 湯浅夏子「灘神戸生協の生活文化活動の現状と課題」『協同組合研究（第5巻第1号）』1985年10月、25～29頁。湯浅氏はICAの原則改訂時点の10年前に生協の生活文化活動の重要性を指摘。白石正彦は、*同学会誌第5巻第1号*の1～7頁に「戦後日本の協同組合における生活文化活動の展開過程」の論文を執筆。
- 2) 白石正彦（1992）：「協同組合の国際化と地域化」白石正彦監修、農林中金総合研究所編『協同組合の国際化と地域化—21世紀の協同組合像を展望する—』筑波書房、
- 3) 白石正彦(1995):「協同組合原則改訂案の主要論点」『協同組合研究（第15巻第1号）』1995年9月、3～14頁（資料1：協同組合のアイデンティティに関する声明（案）の検討過程<第1次案～第3次案、最終案第1版～最終案第3版、理事会案等を含む>
- 4) 白石正彦（1996）：「21世紀に向けての協同組合原則～アイデンティティ声明と宣言～」白石正彦監修、農林中金総合研究所編『新原則時代の協同組合～持続的改革に向けて』家の光協会。
- 5) 白石正彦(2000):「解説—レイドロウ報告から新原則へ」日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則—ICA アイデンティティ声明と宣言—』日本経済評論社、2000年,99～115頁,<Ian MacPherson(1996):*Co-operative Principles for the 21st Century,ICA,pp71*>
- 6) 白石正彦（2010）：「レイドロウ報告30年と国際協同組合運動・協同組合原則」『協同組合研究（第29巻第3号）』2010年8月、6～14頁。
Apple Book

- 7) 大津荘一 (2010) 「イタリアの生協の新たな構造改革」、資料「イタリア生協の価値憲章 (2009年版)」『危機に立ち向かう欧州生協』生協総研レポートN0.62、2010年3月、19～52頁。
- 8) 白石正彦 (2012) : 「協同組合としての森林組合のあり方を考える」『森林組合 (7月号:通巻505号)』2012年7月、全国森林組合連合会、6～10頁。
- 9) 白石正彦 (2015) : 「農業労災予防・農業労災補償保険の基本問題克服に向けた政府・農協・農業者等のネットワーク型事業活動の展開方向と提言」『農業労災研究 (第1巻第1号)』日本農業労災学会、51～59頁。
- 10) Masahiko Shiraishi(2017):Evolutional Trends and Present Characteristics of New Diverse Models of the Multi-purpose Agricultural and Rural Co-operatives in Japan , *The International Journal of Agricultural and Rural Co-operative Studies* ,pp34～47.
- 11) Masahiko Shiraishi, Akira Kurimoto,(2019):The influence of the idea and practice of Raiffeisen on the agricultural co-operatives in Japan, *Raiffeisen Today*, International Raiffeisen Union, pp80-87.
- 12)M.Altman, A. Jensen,A.Kurimoto,R.Tulus,Y.Dongre, S.Jag Edited(2020): *WAKING THE ASIAN PACIFIC CO-OPERATIVE POTENTIAL*, Apple Book